

商品概要説明書

懸賞金付き定期貯金「わくわくみなみドリーム」

(令和7年11月4日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 懸賞金付き定期貯金「わくわくみなみドリーム」
2. ご利用いただける方	・当ＪＡの正組合員の方および同居のご家族、准組合員の方 ※ご新規の方も対象
3. 期 間	・1年（自動継続扱い 元金継続扱い）
4. 取扱期間	・令和7年11月4日（火）～令和8年2月27日（金） 取扱期間中であっても募集総額50億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・50万円以上 懸賞金については一口（50万円以上）に番号が付番されます。 ※新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金（小切手）・お振込により令和7年11月4日（火）以降、新たに当ＪＡへご入金された資金を対象とします。当ＪＡとすでにお取引いただいているご資金（定期貯金の満期または中途解約資金や普通貯金等）による本商品へのお振替えはできません。（一旦、当ＪＡから出金された資金、当ＪＡ支店間で移動された資金もお取扱いできません） ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・店頭表示金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、店舗窓口までお問い合わせください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 （懸賞金にはマル優の適用はありません）
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店金融共済部管理課（電話：042-594-1011）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる事項	・利用分量配当の対象となります。 ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。 (1) 懸賞金抽選権 ○預入金額 50 万円につき 1 本の懸賞金抽選権（抽選番号）を付けます。懸賞金抽選権（抽選番号）は 10000 番から 19999 番までの 10,000 本とします。 ○お申込み順に抽選番号が自動採番されますので、番号の指定はできません。 ○懸賞金抽選権での懸賞金は、最大で 10 万円（税引前）です。 ○各賞の当選番号と重複当選した場合は、上位の賞のみの当選といたします。 ○満期後は自動継続ですが、新たな抽選権（抽選番号）は付きません。 (2) 懸賞金の抽選日・抽選場所 ○令和 8 年 12 月 25 日（金）に当 J A 本店で抽選を行います。 (3) 当選番号の発表・振込 ○当選番号は令和 9 年 1 月 13 日（水）以降、店頭・HP に掲示し、懸賞金当選者へハガキで通知いたします。 ○懸賞金は利息受取口座へ令和 9 年 2 月 1 日（月）に振込いたします。 20.315%（国税 15.315% 地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。 (4) 期限前解約 ○この定期貯金は、原則期限前解約はできません。 やむを得ず解約する場合は、当 J A 所定の期限前解約利率を適用します。 (5) 抽選日以前の解約について ○懸賞金抽選権は原則失効します。 (6) 抽選日以降の解約について ○当選し、令和 9 年 2 月 1 日（月）以前に解約した場合は、当選の権利は原則失効します。																

	(7) 懸賞金・当選本数 ○1等 20本 懸賞金 10万円(連番10本で最高100万円) ※抽選で決まった1つの当選番号から昇順に、10本連続した番号が10万円の当選となるものです。10本連続で当選された場合、1本×10本で最高100万円が当たります。 ※抽選番号19999の昇順の続きは10000からとなります。 ○2等 20本 懸賞金 5万円 ○3等 50本 懸賞金 1万円 ※抽選番号が重複してしまった場合、再抽選を行う場合があります。
--	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A東京みなみ